

地方独立行政法人埼玉県立病院機構役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人埼玉県立病院機構の役員の報酬、退職手当、旅費及び費用弁償（以下「報酬等」という。）に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬の種類)

第2条 常勤の役員（以下「常勤役員」という。）の報酬は、基本年俸及び業績年俸並びに通勤手当とする。

2 非常勤の役員（以下「非常勤役員」という。）の報酬は、基本報酬とする。

(常勤役員の基本年俸及び業績年俸の額)

第3条 常勤役員の基本年俸及び業績年俸の額は、常勤役員の区分に応じて、別表に定める額の範囲内で理事長が定める額とする。

(基本年俸)

第4条 常勤役員の基本年俸は、毎月1回、その額の $\frac{1}{2}$ 分の $\frac{1}{1}$ の額（以下「月例年俸」という。）を支給する。

(業績年俸)

第5条 業績年俸は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に離職し、又は死亡した常勤役員についても同様とする。

2 業績年俸の支給額は、6月及び12月に支給する場合とも、第3条の規定により理事長が定める業績年俸の額の $\frac{2}{1}$ 分の $\frac{1}{1}$ の額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた期間率を乗じて得た額とする。

3 前項の期間率は、職員の業績年俸の例による。

4 第3項の業績年俸の額は、埼玉県知事が行う業務の実績に関する評価の結果及び当該役員の業務の実績等を総合的に勘案して、同項の規定による業績年俸の額の $\frac{100}{10}$ 分の $\frac{10}{10}$ の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。

5 業績年俸の不支給及び支給の一時差止めの取扱いについては、地方独立行政法人埼玉県立病院機構職員給与規程の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例による。

(通勤手当)

第7条 常勤役員通勤手当の額及び支給方法については、職員の例による。

(退職手当)

第8条 常勤役員が退職した場合には、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に退職手当を支給する。

- 2 退職手当の額は、その在職した月1月につき退職する日における月例年俸額の100分の9を乗じて得た額とする。
- 3 前項の退職手当の額については、常勤役員としての在職期間におけるその者の業績に応じ、同項の規定による退職手当の額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。
- 4 常勤役員の退職手当の支給については、前3項に定めるもののほか、職員の退職手当支給の例による。

(旅費)

第9条 常勤役員が職務のために旅行した場合は、旅費を支給する。

- 2 旅費の額及び支給方法については、職員の例による。

(非常勤役員の基本報酬)

第10条 非常勤役員の基本報酬は、次の各号に掲げる非常勤役員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

- 一 理事 日額 30,000円
- 二 監事 日額 30,000円

(費用弁償)

第11条 非常勤役員が理事会等のために旅行したときは、その費用を弁償する。

- 2 費用弁償の額は、職員の旅費に相当する額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、特別な事情があると理事長が認める場合は、理事長が定める額を費用弁償として支給することができる。

(重複支給の禁止)

第12条 職員が役員を兼ねる場合は、この規程に基づく報酬等は支給しない。

(雑則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるほか、職員の例によるものとする。

別表

常勤役員の区分	基本年俸	業績年俸
理事長	13,116,000円	5,467,732円
副理事長	10,488,000円	4,372,184円
理事	8,520,000円	3,551,774円

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月1日)

- この規程は令和3年12月1日から施行する。
- 令和3年12月に支給する業績年俸については、第5条第2項の「第3条の規定により理事長が定める業績年俸の額の2分の1の額」とあるのは、次表の常勤役員の区分に応じ、同表の業績年俸欄に定める額とする。

常勤役員の区分	業績年俸
理事長	2,654,623円
副理事長	2,122,727円
理事	1,724,412円

附 則 (令和4年12月14日)

- この規程は、令和4年12月14日から令和4年12月31日までの間において理事長が別に定める日から施行し、次項の規定は令和4年12月1日から適用する。
- 令和4年12月に支給する業績年俸については、第5条第2項中「第3条の規定により理事長が定める業績年俸の額の2分の1の額」とあるのは、次表の常勤役員の区分に応じ、同表の業績年俸欄に定める額とする。

常勤役員の区分	業績年俸
理事長	2,654,623円
副理事長	2,122,727円
理事	1,724,412円

附 則 (令和5年12月13日)

- この規程は、令和5年12月13日から令和5年12月31日までの間において理事長が別に定める日から施行し、次項の規定は令和5年12月1日から適用する。
- 令和5年12月に支給する業績年俸については、第5条第2項中「第3条の規定により理事長が定める業績年俸の額の2分の1の額」とあるのは、次表の常勤役員の区分に応じ、同表の業績年俸欄に定める額とする。

常勤役員の区分	業績年俸
理事長	2, 773, 487円
副理事長	2, 217, 775円
理事	1, 801, 625円

附 則（令和7年3月26日）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。